

Financing

令和8年度

広島市の 中小企業融資制度

経営安定や設備近代化

景気対策やセーフティネット

障害者雇用や男女共同・子育て

新成長ビジネスや環境対策

創業やベンチャー

災害復旧や中山間地域・離島

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>
広島市
<https://www.assist.ipc.city.hiroshima.jp/>
公益財団法人広島市産業振興センター
(広島市中小企業支援センター)

※取扱金融機関

商工組合中央金庫 広島銀行 山口銀行
 中国銀行 山陰合同銀行 もみじ銀行
 西京銀行 広島信用金庫 呉信用金庫
 広島市信用組合 広島県信用組合

※現在、金融機関と取引のない方は、広島県信用保証協会に申し込みを行い、金融機関へのあっ旋を受けることができます。

●ご利用いただける方

市内中小企業者及び組合を対象としています。
※暴力団、暴力団員及びそれらと密接な関係を有している方は、ご利用できません。
 一部の制度については、対象が異なる場合がありますので、詳細については、お問合せ先までご確認ください。

市内中小企業者とは

- 次の要件を全て満たしている方
- 中小企業者(NPO法人、医療法人等を含む。)であること。
 - 広島市内に事業所を有していること。
 - 1年以上同一事業を営んでいること。
 - 信用保証協会の保証対象業種であること。
 - 市民税を完納していること。

組合とは

上記市内中小企業者で構成する事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合及び生活衛生同業小組合で、組合事務所が市内にあり組合員の2/3以上が市内中小企業者であること。

中小企業者とは

法人・資本金が従業員のうち、どちらか一方が次の要件を満たしていること。
 個人・従業員が次の要件を満たしていること。

業種	資本金	従業員
製造業・建設業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
特例 ゴム製品製造業(一部を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

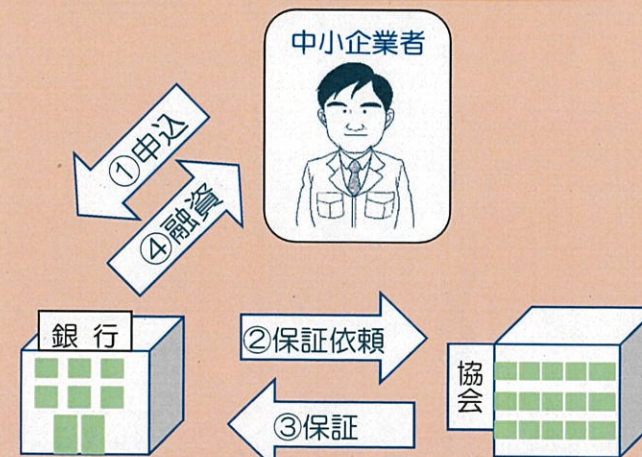
小規模事業者とは

常時使用する従業員の数が次の要件を満たしていること。

業種	従業員
卸売業・小売業・サービス業	5人以下
製造業・建設業・運輸業等	20人以下
特例 宿泊業・娯楽業	20人以下

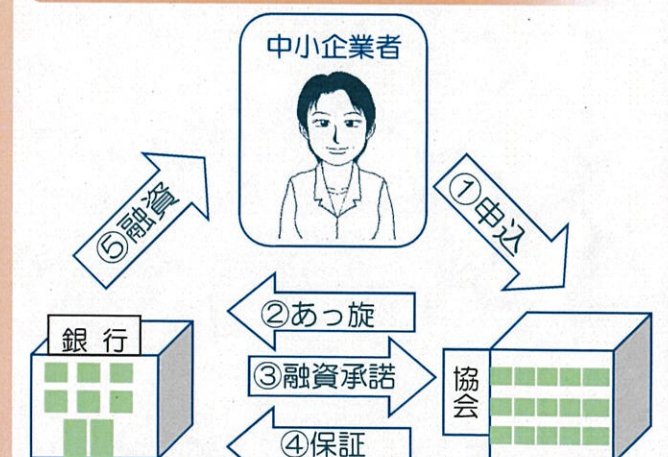
●融資の手続き(保証の手続き)

金融機関へ申し込む場合
 (現在、金融機関と取引のある方など)



※融資の決定に当たっては、金融機関及び保証協会の金融上の審査があります。

保証協会へ申し込む場合
 (現在、金融機関と取引のない方など)



●お問合せ先

広島市
 経済観光局 産業振興部 中小企業支援課
 〒730-8586
 広島市中区国泰寺町一丁目6-34
 TEL(082)504-2236(直通)
 FAX(082)504-2259
<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>

公益財団法人広島市産業振興センター(広島市中小企業支援センター)
 〒733-0834 広島市西区草津新町一丁目21-35 広島ミックス・ビル2F
 TEL(082)278-8032(直通) FAX(082)278-8570
<https://www.assist.ipc.city.hiroshima.jp/>

保証に関するお問合せ先

広島県信用保証協会
 〒730-8691 広島市中区上幟町3-27
 TEL(082)228-5501(代) FAX(082)211-0032
<https://www.hiroshima-shinpo.or.jp/>

融資の種類	ご利用いただける方	融資限度額	融資期間(据置期間)	利率(年)	信用保証	保証料率(年)	担保及び保証人	申込先			
一般貸付	一般振興融資	市内中小企業者及び組合	運転資金・設備資金 8,000万円	10年以内(1年以内)	2.4%以下	原則として保証付	【料率A】	取扱金融機関(※)又は保証協会所定の方法による。	取扱金融機関(※)		
	高度化資金	県高度化資金貸付の対象となる組合で、高度化事業を行うもの	対象事業費の10%	県高度化資金貸付の融資期間と同じ		—	—	—			
	小規模事業融資	市内小規模事業者等	運転資金・設備資金 2,000万円	10年以内(1年以内)	1.9%以下	すべて保証付	【料率B】 (注)特別小口保証適用時は年0.6%	取扱金融機関(※)又は保証協会所定の方法による。			
	小口零細企業資金	市内小規模事業者等で、小口零細企業保証の対象となるもの	小口零細は、保証協会に別口の保証残高がある場合、その保証付融資残高を含めて2,000万円	10年以内(6か月以内)							
新事業支援貸付	新分野進出支援融資	市内中小企業者及び組合で、新分野進出や事業多角化等を行おうとするもの	運転資金・設備資金 1億円 (運転資金は5千万円以内)	運転資金10年以内(1年以内) 設備資金10年以内(3年以内)	1.7%以下	原則として保証付	【料率B】 (注)創業関連・再挑戦支援保証適用時は年0.7% スタートアップ創出促進保証適用時は年0.9%	取扱金融機関(※)又は保証協会所定の方法による。	取扱金融機関(※) (注:創業チャレンジ・ベンチャー資金は、(公財)広島市産業振興センターの発行する「創業チャレンジ・ベンチャー支援事業」の認定書の写しが申込時に必要)		
	創業支援融資	事業を営んでいない個人が融資対象となる中小企業者として新たに事業を営もうとするもの又は事業を開始した日以後3年を経過していないもの(創業関連は事業開始後5年未満の中小企業者を含む。)	運転資金・設備資金 3,500万円	10年以内(1年以内)	1.3%以下	原則として保証付 (創業関連はすべて保証付)					
	創業チャレンジ・ベンチャー資金	「創業チャレンジ・ベンチャー支援事業」の事業認定を受けたもの			0.5%以下						
経営支援貸付	セーフティネット資金	市内中小企業者及び組合で、取引先の再生手続開始申立等や事業活動の制限、災害、業況の悪化、取引金融機関の破綻又は金融取引の調整等により経営の安定に支障を生じているもの	運転資金 8,000万円 ※(3・4号及び危機関連保証)は設備資金も可	10年以内(1年以内) (注)セーフティネット資金(危機関連保証)は据置期間を2年以内とする。	1.3%以下	原則として保証付	【料率B】 (注)経営安定関連保証・危機関連保証適用時は年0.7%	取扱金融機関(※)又は保証協会所定の方法による。	取扱金融機関(※) (注:セーフティネット資金は、原則として市長の発行する特定中小企業者等であることを認める認定書が申込時に必要)		
	景気対策特別融資	市内中小企業者及び組合で、次のいずれかに該当するもの ① 最近3か月間の月平均売上額が最近3か年のいずれかの年の同期に比較して10%以上減少しているもの ② 最近3か月間の月平均売上総利益率又は月平均営業利益率が最近3か年のいずれかの年の同期に比較して10%以上減少しているもの	運転資金 3,000万円								
	借換融資	市内中小企業者及び組合で、次のいずれにも該当するもの ① 信用保証付きの本市制度融資の借入金の残高があるもの ② 本融資を利用することにより、月々の返済負担の軽減が図られるもの	借換資金・運転資金 8,000万円 (運転資金は、1,000万円以内)								
	借換融資(特例)	市内中小企業者及び組合で、次のいずれにも該当するもの ① 経営改善計画を策定し、取引金融機関からの支援を受けて経営の改善に取り組んでいるもの ② 信用保証付きの融資の借入残高があるもの ③ 本融資を利用することにより、月々の返済負担の軽減が図られ、経営の改善が見込めるもの	借換資金・運転資金 8,000万円 (運転資金は、2,000万円以内)								
特別融資	災害復旧資金	市内中小企業者及び組合で、震災、風水害その他これらに類する災害により直接被害を受け、その復旧資金を必要とするもの	運転資金・設備資金 8,000万円	10年以内(1年以内)	1.3%以下	原則として保証付	【料率B】	取扱金融機関(※)又は保証協会所定の方法による。	取扱金融機関(※)		
	中山間地域・離島振興資金(一般資金)	市内中小企業者及び組合で、山村振興法第7条の規定に基づき指定された振興山村地域、離島振興法第2条の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域又は農林水産省の農業地域類型において中山間農業地域に設定されている地域のいずれかに事業所を有するもの又は設置しようとするもの								1.5%以下	
	(特別資金)	「中山間地域における中小企業の人材確保支援事業(職場環境改善費補助)」による補助金交付決定を受けたもの								設備資金 1,000万円	0.5%以下
	環境保全資金	(1) 市内中小企業者及び組合で、次のいずれかを行うもの ① 公害防止施設の設置、② 低公害車の購入、③ フロン類の回収及び代替設備、新エネルギー導入施設及び資源リサイクル施設、省資源・省エネのための設備等を設置、④ ISO14001規格等の認証取得、⑤ 吹付け石棉(アスベスト)等の除去、封じ込め、囲い込み (2) 市内中小企業者及び組合で、ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージ、グリーン経営認証、ひろしまエコ事業所認定のいずれかを取得しているもの (3) 市内中小企業者及び組合で、広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例に基づく計画書を提出しているもの								1.5%以下	
	新成長ビジネス育成資金	市内の中小企業者及び組合で、市の経済成長のけん引に寄与する「エコビジネス」「観光ビジネス」「医療・福祉関連ビジネス」「都市型サービスビジネス」の新成長産業を営むもの又は営もうとするもの								1.5%以下	
	障害者雇用支援資金	市内中小企業者及び組合で、新たに障害者を雇用するもの、常時雇用している障害者の割合が法定雇用率の2倍以上であるもの、職場適応援助者(ジョブコーチ)を配置するもの、障害者雇用推進事業者認定制度又は広島市障害者就労支援モデル事業所認定・顕彰制度の認定を受けたもの									
男女共同参画・子育て支援資金	市内中小企業者及び組合で、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、事業所内託児施設の新設・運営・育児休業者の職場復帰を支援するための事業などを行うもの、広島市男女共同参画推進事業所顕彰事業などの表彰を受けたもの、女性活躍推進法に基づき行動計画を策定したものの										
広島市中小企業協同組合融資	広島市中小企業協同組合に加入している市内中小企業者	運転資金・設備資金 1,000万円	7年以内	2.4%以下	—	—	中小企業協同組合所定の方法による。	広島市中小企業協同組合 TEL277-6561			

一般貸付
新事業支援貸付
経営支援貸付
特別融資

信用保証料率

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率A(信用保証協会の所定料率)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
料率B(本市が保証料を一部負担)	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.77	0.64	0.60	0.45

注1) 信用保証料率は令和8年4月1日現在のものであり、その後の信用保証料率の改定等により変更することがあります。
注2) ①から⑨の区分から、融資申込者の経営状況等により広島県信用保証協会が決定します。
(注)経営者保証が不要となる保証制度を利用する場合は、保証料率が別途上乘せとなります。

注3) 融資条件は令和8年4月1日現在のものであり、金融情勢等により変更することがあります。
注4) 記載内容以外にも制約等がございますので、裏面の「お問合せ先」までご相談ください。
注5) 市の承認が必要な融資については、取扱金融機関は市経済観光局産業振興部中小企業支援課へ承認申請してください。※取扱金融機関は表紙をご参照ください。